



「えっ、公共工事で儲け過ぎだから差額を返したい? えっ、それを県が受け取らない?...これってタガ-マク運動のようない話...?」とは岐阜市の建設会社・希望社の桑原耕司会長(69)へのインタビュー記事(2/26朝日)のリード部分です。県立学校の工事を5100万円で落札し、4220万円で1年前に完了。過剰な利益880万円を県に返す、と申し入れたら断られた。県財政を助ける

「会社の登記については、来年の3月までに県内の各支局での取り扱いを中止し、大分地方法務局(大分市)1箇所に集中する事に...」「杵築と宇佐は8/22~、佐伯と竹田は9/26~残りの臼杵・中津・日田は来年3月までには実施...」と法務局の総務課は答えました。「地方の会社は、不便になるのになぜ?」との声が出る中で、法務局長名の”御案内”文書が、書士会を通じて配布されました。その要旨は次のようなものです。「6年前

「えっ、公共工事で儲け過ぎたから差額を

もうけ過ぎ「日から鱗」の実話! 返せない? 日から鱗に感服!



あれあれ?? 会社の登記支局で 郡部は不便 会社の登記は廃止!

為に寄付したい、と言ったらそれもダメ...割高な公共工事は税金無駄遣いの温床に...官製談合と言ってもいい」と手厳しく批判します。紙面の半分を使ったこの記事は建設業に関わる者にとって目から鱗の内容です。清水建設に28年間勤め、1級建築士でもある桑原氏の講演会が、5月末に大分であると知り事務所を挙げて参加しました。「時代に見合う適正な公共工事のあり方を実践し、役人の目を覚まさせないと」...示唆に富んだ話に感銘を受けました。

の会社法の制定で、登記申請の内容が複雑かつ多様化し...高度な法律知識と経験を持った専門職員による的確な審査や相談が求められている...そこで本局1箇所で集中的に取り扱う事にした...」つまり取扱い件数の少ない支局では要領よく対応出来ない...という事なのでしょう。しかし、申請は郵送で出来ても、ミスの補正は本局に出向かなくはならず、行政サービスの低下は必至です。



休業時賃金の8~9割を助成する『中安金』の対象者が、7/1より雇用保険6か月以上加入者へ変更!